



## よくある質問

里親に  
なりたい

まずは、ホームページ「里親さんの条件」をご覧ください。御同意いただけたら、「里親募集中の犬」ページから家族に迎えたい子をお決めになり、同ページ記載の受付までメールでご連絡ください（基本的にはメールでのご連絡をお願いしています）。犬は各スタッフが個人宅で預かっており、スタッフ常駐のシェルターはありません。突然のお申込みや希望の犬がない状態での見学は対応致しかねます。

迷子犬  
がいた

自分で保護できるなら保護して最寄りの警察署へ連絡してください。保護できなくても、警察へ連絡お願いします。現在では迷子犬のほとんどが飼い主に返還されています。ごく稀に飼い主が迎えに来なくとも、基本的には譲渡されます。保健所に連れていかれ処分されるのではという躊躇いは不要です。届けが出ていれば飼い主に連絡が入りますし、届けがなくても警察が出動して保護してくれます。犬だけで迷子になっていると交通事故に遭ったり、山や川等危険な場所へ迷い込むこともあります。早期保護にご協力ください。

虐待を  
みかけた

愛護法改正で、犬猫に適切な給餌や運動、睡眠の確保、衛生的な環境を保つこと等が義務化されました。動物への暴力や飼育放棄は処罰の対象となります。もし身近でこのような事案を見かけたら、管轄の保健所へご相談下さい。家の住所等詳細な情報があるとスムーズな解決につながりますが、不法侵入や肖像権などには十分ご注意ください。